



経済センサス 活動調査



全ての事業所(令和8年6月1日時点)を対象に国の統計調査である「経済センサス活動調査」が実施されます。

■問い合わせ デジタル戦略室 229-3478

調査の流れ 令和8年4月にインターネット回答用の書類が郵送されています。インターネットで回答してください。

国(民間業者)



封筒は緑色

国が委託する民間業者から
インターネット回答書類を郵送

存続事業所



インターネットで回答し、
回答終了!

インターネット未回答の事業所や、新たに把握した事業所には、調査員*が紙の調査票を配布します。インターネット、郵送または調査員への提出で回答してください。

*県知事に任命された地方公務員であり、「調査員証」を身につけています

調査員



封筒は青色

調査員が紙の調査票と
インターネット回答書類を
同時に配布

5月頃、担当調査区内の事業所の活動状況を調査員が外観などから確認します。

インターネット未回答の事業所
または
調査員が新たに把握した事業所



インターネットまたは郵送で回答
または 調査員に提出

回答終了!

調査内容

従業者数、事業の内容、売上金額、費用項目、本所・支所の別など

市民税についてのお知らせ



■問い合わせ 市民税課(個人市民税・県民税：内線220 / 税証明書、軽自動車税：内線208)

令和8年度の課税証明書などの発行日

令和8年度の個人市民税・県民税の課税証明書や非課税証明書、所得証明書の発行開始日は、次のとおりです。

	対象	証明書の発行開始日・取扱い窓口	
		市民税課、美笹支所、行政センター	マイナンバーカードを利用した発行(スマート申請やコンビニ交付サービス)
①	全額給与からの天引きで納める方	5月15日(金)から	6月5日(金)から
②	①に扶養されている方 ※収入がある方や申告をした方は、6月5日(金)になる場合があります		
③	①、②以外の方(納付書で納める方や口座振替の方、年金からの天引きで納める方など)	6月5日(金)から	

証明書コンビニ交付サービスの停止

システムメンテナンス作業のため、証明書コンビニ交付サービスを停止します。
停止日●6月4日(木)、午後2時~11時

個人市民税・県民税・森林環境税に関する主な税制改正

①給与所得控除の最低保障額の引き上げ 改正前：55万円 → 改正後：65万円

②扶養親族の所得要件の引き上げ 改正前：48万円 → 改正後：58万円

③大学生年代の子等(19歳以上23歳未満)に関する特別控除(特定親族特別控除)の創設

※上記①に伴い、給与収入のみの場合、市民税・県民税・森林環境税の非課税ラインが、従来の100万円から110万円に引き上げられます(扶養親族がない場合)

※上記①および②に伴い、扶養親族が給与収入のみの場合、税法上の扶養に入れる条件が従来の103万円から123万円に引き上げられます

※詳しくは市ホームページをご覧ください

令和8年度の個人市民税・県民税・森林環境税の税額決定通知書、納税通知書の発送

第1期分の納期限は6月30日(火)です。

	対象	発送日	発送先
①	個人市民税・県民税・森林環境税が給与から天引きされている方(特別徴収)	5月15日(金)	勤務先
②	個人市民税・県民税・森林環境税を納付書や口座振替で納める方(普通徴収)、公的年金から天引きされている方	6月5日(金)	自宅 ※非課税の方には発送しません

軽自動車をお持ちの方へ

軽自動車税の課税



軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。5月1日(金)に令和8年度の納税通知書を発送します。身体障害者などの方のために利用する軽自動車などは、減免制度がありますので、6月1日(月)までに申請してください。※障害の区分、程度など要件あり。継続申請の方で、3月中に申請済みの方は追加申請不要です